

特定非営利活動法人 生涯学習推進委員会 ゆめ 定款

第1章 総則

第1条 (目的)

この法人は、北広島市内の生涯学習関連施設等の管理・運営受託事業を行なうと共に、地域の教育力も取り入れて、地域住民を対象としたカルチャー講座の開設等の生涯学習推進に関する事業や、地域を愛する人々がかかわる地域振興、文化振興団体等に対する支援事業などを行なうことにより、北広島市や周辺市町村に住み、働く全ての者にとって心豊かな魅力ある地域の創造に寄与することを目的とする。

第2条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人生涯学習推進委員会 ゆめ と称する。

第2章 特定非営利活動の種類及び事業

第3条 (種類)

この法人は第1条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行なう。

- ① 社会教育の推進を図る活動
- ② まちづくりの推進を図る活動
- ③ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ④ 地域安全活動
- ⑤ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑥ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑦ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑧ 科学技術の振興を図る活動
- ⑨ 前各号に掲げる活動を行なう団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第4条 (事業)

この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)特定非営利活動に係る事業

- ① 生涯学習関連施設等の管理・運営受託事業
- ② 生涯学習推進のためのサークル活動への支援やイベント・講座等の開催事業
- ③ 地域振興・文化振興団体等に対する支援事業
- ④ 前各号の事業に附帯する事業

(2)その他の事業

- ① 物品の斡旋及び販売
- ② 役務の提供
- ③ 会員相互の交流に係る事業

2. その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障のない限り行うことができるものとし、収益が生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用する。

第5条 (事務所)

この法人は、事務所を北広島市に置く。

第3章 会員

第6条 (会員の種類)

この法人の会員は、次の4種とし、正会員を特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して加入した個人
- (2) 准会員 この法人の目的に賛同して加入した個人、法人及び任意の団体
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して加入した事業に協力する個人、法人及び任意の団体
- (4) 名誉会員 (1)正会員で当法人発展に功労のある個人

第7条 (加入)

この法人に、会員として加入しようとする者については、特に条件を定めない。

2. 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。

3. 理事長は入会申込書を受理後、直近の理事会に図り、加入の承認は理事長が行う。

4. 理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
5. 理事長は入会を認めない時は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条（入会金及び会費）

会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。

2. 会費の種類、金額、納入方法等は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第9条（会員の資格喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 脱退したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

第10条（脱退）

この法人を、脱退しようとする者は、脱退届を理事会に提出することにより、任意に脱退することができる。

第11条（除名）

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第12条（会費等の不返還）

会員が既に納入した入会金及び会費、その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員等

第13条（役員）

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以内とする。
- (2) 監事 1名以上3名以内とする。
2. 理事のうち、1名を理事長とする。
3. 理事のうち、副理事長2名以内をおくことができる。

第14条（役員を選任）

役員は、総会において選出する。選出の方法は、総会の議決を経て別に定める。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第15条（役員の職務）

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、日常の業務を執行し、理事長に事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめ定めた席次の順に従いその職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第16条（役員の任期）

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、役員任期は、任期の末日後最初に開催された社員総会の終結のときまでその任期を伸張する。また、指定管理者としての最終年等の特殊事情がある場合に限り、総会又は臨時総会において提案し承認された場合1年間に限り延長できるものとする。
3. 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条（役員解任）

役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において出席した社員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第19条（役員報酬）

役員には、役員総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を支給することができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
4. 北広島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例第7条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けた期間に理事長が事務局職員の全体責任者として勤務するとき、報酬は月額173,717円とし指定管理委託費より支出する。

第20条（事務局）

この法人に事務局を設ける。

2. 事務局の職員は、理事長がこれを任免する。
3. 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 会議

第21条（種別）

この法人の会議は、総会及び理事会とする。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第22条（総会構成）

総会は、正会員をもって構成する。

第23条（総会権能）

総会は、この定款で別に定めるもののほか、事業計画、事業報告及び収支決算、収支予算、その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

第24条（総会開催）

通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めるとき。
 - (2) 正会員の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
 - (3) 第15条第4項第4号に定めるところにより監事が招集するとき。

第25条（理事会構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第26条（理事会機能）

理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

- (2) 理事会として総会に付議する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第27条（理事会開催）

理事会は、次のいずれかの場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
- (3) 第15条第4項第5号による請求があるとき。

第28条（招集）

会議は、第24条第2項第3号に定める場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号に定める場合には、請求の日から30日以内に会議を招集しなければならない。
3. 理事長は、第27条第2号及び第3号に定める場合には、請求の日から14日以内に会議を招集しなければならない。
4. 会議を招集する場合は、正会員又は理事に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

第29条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

2. 理事会の議長は、理事の中から選出する。

第30条（定足数）

総会は、正会員の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2. 理事会は、理事の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第31条（議決）

会議の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した正会員又は理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第32条（書面表決等）

やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。又、総会においては、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

第33条（議事録）

会議を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 正会員又は理事の総数
 - (3) 会議に出席した正会員又は理事の数、及び、理事会にあってはその氏名（書面による表決者及び表決の委任者を含む。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

第34条（資産の構成）

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 協賛金及び寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

第35条（資産及び会計の区分）

この法人の資産及び会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び会計、及びその他の事業に関する資産及び会計の2種とする。

第36条（資産及び会計の管理）

この法人の資産及び会計は、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

第37条（経費の支弁）

この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第38条（事業計画及び予算、事業報告及び決算、会計の原則）

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2. この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
3. この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行なうものとする。

第39条（暫定予算）

前条第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第40条（予備費の設定及び使用）

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中の予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第41条（予算の追加及び更正）

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、暫定予算の追加又は更正をすることができる。

第42条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 解散及び定款の変更

第43条（解散及び残余財産の処分）

この法人は、総会の議決による解散をするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の承諾を得て、解散することができる。残余財産については、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡する。

第44条（定款の変更）

この定款は、総会において出席正会員の3分の2以上の同意を得、変更することができる。この場合、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除き、北海道の認証を受けて効力を得る。

第8章 雑則

第45条（公告）

この法人の公告は、事務所の掲示場に掲示により行う。さらに法で定められている事項については公報への告示を行う。これらは理事長が執行し理事長不在の場合は理事会で代行する者を理事から選出して代行させる。なお、これにかかる諸費用について別に定める。

第46条（雑則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長 富崎 保夫
理事 高土 順治
理事 橋本 健次郎
理事 小林 連治
理事 泉 美智子
理事 安齊 彩子
監事 津山 勲

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から、平成21年度第1回通常総会までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
5. この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から平成21年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の会費等は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 入会金 15,000 円、年会費 5,000 円
 - (2) 准会員 入会金 なし、年会費 4,000 円
 - (3) 賛助会員 入会金 なし、年会費 1口 6,000 円 以上
7. 平成21年5月18日定款第19条に第4項、第5項を加筆する。
平成21年9月25日付けで北広協働第5号指令にて承認される。
この定款は、平成21年9月28日から施行する。
8. 平成24年5月28日定例総会において定款第3条(種類)に5種類を追加加筆する。第13条(役員)第1項(1)理事と(2)監事の数を増員改訂する。第19条(役員の報酬)第5項を削除する。
9. 平成24年9月20日付けで北広行推指令第3号にて認証される。
この定款は平成24年9月24日から施行する。
10. この定款は平成24年9月28日札幌法務局登記完了。
11. 平成25年5月20日定例総会において定款第6条(全員の種類)第1項1部加筆 修正、同条第4号を加筆、第45条(公告)第1項に追加加筆する。
12. 平成26年5月19日定例総会において定款第16条(役員の任期)第2項に追加加筆 する。